

会 議 録

会議名(審議会等名)	第4回小金井市男女平等推進審議会(平成30年度第3回)	
事務局	企画財政部企画政策課男女共同参画室	
開催日時	平成30年11月16日(金) 午前10時00分～午前11時30分	
開催場所	市役所本庁舎第一会議室	
出席者	委員	佐藤百合子委員(会長)、遠座知恵委員(副会長)、浦野知美委員
		川原美紀委員、塩原真一委員、瀬上ゆき委員、濱野智徳委員、
		本川交委員、松本千穂委員
	事務局	企画財政部長 天野 建司 企画財政部男女共同参画担当課長 深草 智子 企画政策課男女共同参画室主任 渡邊 拓樹
欠席者	日野絵里子委員	
傍聴の可否	(可) ・ 一部不可 ・ 不可	
傍聴者	2名	
会議次第	別紙のとおり	
会議結果	別紙会議録のとおり	
提出資料	別紙のとおり	

第4回小金井市男女平等推進審議会（第8期）

平成30年11月16日（金）

1 開会

【遠座副会長】 それでは始めたいと思うのですが、本日、資料が提出されていますので、まずは事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（深草）】 では、資料の説明をさせていただきます。まず、資料1、事前にこちらはお送りさせていただいているものです。相談業務についてということで、男女共同参画室で行っております、女性総合相談について、簡単に、内容についてまとめさせていただいた資料です。相談業務につきまして、現在、（仮称）男女平等推進センターの検討を行う中で、相談の役割について、皆様にわかりやすい形でお示しできればと思い、作成したものでございます。こちらの相談なんですけれども、ケースによりまして、さまざまな場合がございしますが、より丁寧にかかわっていきたいという前提の中で行われている業務であるということに基づき、こちらはつくらせていただいているものです。そして、表の真ん中のほうに「相談員が実施」という欄がございしますが、現在、相談員業務につきましては委託を行っており、専門のカウンセラーが相談を行っております。そして関連機関との連携などの際には、本人の同意のもと、行っているということ、こちらの資料につきましてはご説明をさせていただきます。

そして、続きまして参考資料といたしまして、参考資料1-1、参考資料1-2は事前にお渡しさせていただいているものでございます。参考資料1-1につきましては、第3回、前回、8月の審議会の中で行われました質疑に対しての、担当課からの回答を載せさせていただいているものです。続きまして1-2についてですが、こちらは8月10日、前回の審議会の際に、回答が間に合わなかった分というところで、追加質問がございましたので、そちらについての回答として載せさせていただいております。

続きまして、参考資料2、「提言書（案1）」ということです。こちらは事務局のほうで作成いたしまして、これまでの、平成29年度の推進状況に関しての、審議会の委員の皆様のご意見などを参考にしながら、また前回の提言書、こちらは本日、机上に配付させていただいておりますが、今年1月に市長に提出されました提言書を参考にしながら、あくまで事務局案として作成させていただいておりますので、本日、審議の中で提言書案に基づいてご審議いただければと思ひまして、提示させていただいたものです。

そして、先ほど生涯学習課と指導室のヒアリングを実施いたしましたが、いただいた質

問の中で、図書館と公民館に関するものがございましたので、口頭で聞き取った内容について報告させていただきます。

まず、図書館についてですが、男女共同参画週間にテーマ展示があったが、市民の方の反応はというところと、あとテーマ関連の本の貸し出し状況についてというご質問でございました。こちら、図書館に確認いたしましたところ、毎月、さまざまな分野についてテーマを決めて、テーマ図書として、特別展示のスペースを設け、図書の配架を行っているものです。平成29年度から、男女共同参画の分野の本の中から、例えば女性史やジェンダー論、女性の再就職やキャリア、出産、ハラスメントなど、男女共同参画の中のいろいろなテーマの本を展示しております。テーマ本として展示している数は大体40冊程度、こちらは平成29年度は確認とれていないので30年度の実績ですけれど40冊程度で、昨年度も同程度の展示をしていただいているものです。そして展示に際しましては、表紙のデザインや表題など、若い方たちにも関心を持っていただけるような図書も選んで展示していただいております、手にとりやすいような工夫もされております。

それで、ご質問にありました、アンケート、市民の方の反応はということですが、こちらは、毎月さまざまな分野でのテーマを決めてのテーマ図書の展示ということですので、特にアンケートなどは、これに対してとっているような状況はございません。また貸し出し数につきましては、図書館全体の本の中での貸し出し数ということになりますので、テーマ図書だけの貸し出し数という集計につきましても、現在はとっていないという状況です。

続きまして、公民館についてですが、男女共同参画講座は、子育て関連が多いが、もっと多様な男女共同参画のテーマがあってもよいのではないかというご質問です。平成30年度の実績になってしまうのですが、現在、貫井北分館で2講座、東分館で1講座の男女共同参画に関する講座を実施しております。子育て関連の講座が多いのではというようなご質問をいただいておりますが、男女共同参画に関するものや、女性のめの講座というところで実施しておりますので、実施に関しましては担当職員が、企画実行委員の皆さんと講座の中身を企画し、実施しているものでございます。あくまで市民の方たちがつくる自主講座というところがございますので、そのときの実行委員の状況によって子育て関連が多いというような形もあるのかもしれませんが、今年度につきましては、男女共同参画に関する講座というものも実施されておまして、先日、公民館の男女共同参画講座に出席してまいりましたが、「パラレルキャリア」という講座の開催などもございますので、そういった意味では、さまざまな視点から、男女共同参画に関しての講座が行われているのではないかと考えております。そのときの状況によってというようなこともありますので

ご理解いただければと思います。

【遠座副会長】 ありがとうございます。

1 報告事項

(1) 企画政策課男女共同参画室事業報告

【佐藤会長】 それでは次に、男女共同参画室からの報告事項について、お願いいたします。

【事務局（深草）】 男女共同参画の事業について、ご報告をさせていただきます。

まず、9月8日に、男女共同参画シンポジウムを実施いたしました。開催日は平成30年9月8日、場所は萌え木ホールです。テーマといたしましては、「ひとりひとりのワーク・ライフ・バランス」についてといたしまして、講演会とパネルディスカッションを実施いたしました。参加者は約70名ということで、この中、約40%近くの方が男性であったという、数字が出ておりますので、男性の参加が比較的多いシンポジウムではなかったかと思っております。

続きまして、多摩3市男女共同参画推進共同研究会講演会でございます。こちらは、こちらの審議会の瀬上委員にサポーターとしてかかわっていただいております。開催いたしましたのは、平成30年10月27日、前原暫定集会施設A会議室で実施いたしました。テーマとしましては、「楽しく生きるための、仕事との付き合い方」といたしまして、講師は千葉商科大学専任講師の常見陽さんをお招きしました。参加者は、市民サポーターの方を含めまして、29名にご参加いただきまして、こちらは、男性が比較的、参加者が多く40%というようなご参加をいただいているところでございます。

続きまして、こがねいパレットです。こちらは11月11日、先週の日曜日に開催いたしました。審議会の委員の川原委員には実行委員として参加いただいております。こちらは、テーマといたしましては、「フィンランド流 自分らしく生きるヒント」ということで、坂根シルックさん。東京農工大学リーディング大学院特任准教授をされていらっしゃいます。参加者につきましては、約70名の方にご参加いただいております。男性の参加者は約2割のご参加をいただいております。

続きまして、情報誌「かたらい」9月号を発行いたしました。審議会の佐藤会長、濱野委員に編集委員としてご協力をいただいているものでございます。9月号は「かたらい」創刊30周年号といたしまして、ページを増やし、4色印刷で発行しております。こちらにつきましては、審議会委員の皆様のお手元にすでにお配りをさせていただいております。今回、30周年記念号ということで、記念企画、3種類のインタビューを市民編集委員の

方と一緒にいき、記事として掲載いたしました。まず1つ目といたしましては、市長と部長職3名へのインタビュー。イクボス宣言や、市役所のワーク・ライフ・バランスについてを中心にインタビュー内容を載せております。2つ目といたしましては、元市民編集委員の方々の座談会。これまで「かたらい」の発行にかかわっていただきました、3名の編集委員の方々にいろいろなお話をお伺いすることができました。3番目といたしましては、小金井市観光大使でいらっしゃる金田和也さん。2012年のロンドンオリンピックに水泳の競技で出場をされていらっしゃる方です。以上の3種類のインタビュー記事を記念企画として掲載させていただいております。

そして、今後の予定ですけれども、12月6日、午後1時から、「女性のための再就職支援セミナー&個別相談」を行う予定です。本日、皆様の机の上にパンフレットを配付させていただいておりますが、場所は前原暫定集会施設A会議室です。セミナー終了後、個別の相談会も実施いたしますので、お知り合いの方でご希望される方がいらっしゃいましたら、保育などもございますので、東京都への申し込みにはなりますが、申し込みいただけますようお願いがいただければと思います。

続きまして、小金井市議会の報告でございます。これまで市議会の状況につきましては、審議会の中でも報告は必要に応じてということとさせていただいておりますが、今後につきましては、やはり市議会の状況というものも、審議会の皆様に知っていただくことも必要であるという考えから、審議会の中でご報告をさせていただきたいと思っております。

今回、9月に第3回定例会がございました。その中で一般質問がございました。3名の議員による一般質問のなかで、男女共同参画に関する質問がございました。まず、「政治分野における男女共同参画推進法の成立を受けて」というご質問をいただきました。今年「政治分野における男女共同参画推進法」が成立いたしました。こちらについて、市としての考え方について質問をいただいております。市といたしましては、働く場や家庭での男女共同参画の推進があるという認識に立ちまして、第5次の計画に沿って、男女が活躍できる、そして仕事と家庭の両立が図れる環境づくりに向けての啓発や周知活動に引き続き努めてまいりますといった趣旨での答弁をさせていただいているところです。

そして、あとお2人の方ですけれども、こちらの方は、「さらなる共生社会を目指しての取り組みを」というご質問と、「トランスジェンダーを含むLGBTの理解と周知を」という趣旨での質問をいただいております。さらなる共生社会ということですが、こちらにつきましては、ダイバーシティやソーシャルインクルージョンといった内容での質問で、小金井市としての取組についてですが、まず、情報冊子「かたらい」などで、市内に向けて、多様性やLGBT、性的マイノリティーの方たちなどについての理解をしていただくため

に周知活動を進めていることや、あとホームページで、他機関ではございますが、相談の窓口がございましたというお知らせをしておりますという内容で答弁しているところです。また、LGBTについての取組についてですが、今年6月に、市の施策にかかわる職員として、正しい知識に基づき適切に対応していくことを目的といたしまして、管理職を対象に、人権研修と合わせて、LGBTについての研修を本年度より実施しております。参加者につきましては、管理職、係長職をあわせて141名が受講いたしました。アンケート結果などを見ますと、受講者の方たちといたしましては、基本的なことが理解できたというような結果が多かったという内容で答弁しているところです。一般質問の内容につきましては以上となります。

また、今回、母子・父子自立支援員兼婦人相談員について、男女平等推進審議会の審議状況についてという内容の質問をいただいております。こちらにつきまして、市といたしましては、5月14日に開催した男女平等推進審議会におきまして、これまでの経過や市の考え方や現状について、報告や説明をさせていただいたこと、そして審議会の委員の皆様からは、相談や支援体制に支障のないように、また、新たに採用されました非常勤嘱託職員への研修体制、そして専門的な知識の習得に対して、十分に配慮していただきたいというような趣旨の、審議会の委員の皆さんのご意見をいただいておりますと、市議会へ報告をさせていただいております。

続きまして、こちらは先ほどの母子・父子自立支援員兼婦人相談員にかかわる陳情についてでございます。こちらの陳情についてですけれども、平成30年2月22日に市議会に陳情が提出されまして、市議会といたしまして、行財政改革推進調査特別委員会で、これまで審議を重ねてまいりました。平成30年9月定例会本会議におきまして、継続審査とならなかったため、審議未了という結果になりましたことをご報告させていただきます。議会の報告については以上です。

次に、婦人会館の耐震工事についてでございます。先日の審議会委員の皆様と婦人会館の見学会を開催させていただき、出席していただいた委員の皆様、ありがとうございました。こちらは前回もご説明させていただいたのですが、耐震工事が必要ということがございまして、来年、平成31年4月ごろから、工事のための婦人会館全体の閉館を予定しております。閉館期間は約4か月程度になるのではないかと現在予測されておまして、正式な内容につきましては、12月1日号の市報で公表させていただく予定です。利用されている皆様に関しましては、日程が確定次第、婦人会館内へ掲示や、婦人談話室内への掲示、受付での申し込み時のお知らせなどを行う対応を予定しているところでございます。

あと、男女共同参画の事業について報告させていただきたい点がございます。緊急一時

保護運営費補助金を、男女共同参画の事業として支出しているものでございます。こちらは、DV等被害者の一時的な保護を図るための活動を行う民間緊急保護施設に運営費の一部を補助することを目的に、平成16年度から、毎年補助金として支出してはいましたが、補助金の支出先であります、東京多摩地域民間シェルター連絡会の活動について、平成31年度でこの活動が終了しますという報告を、今年8月に連絡会の方から受けました。この補助金は市の要綱に基づき支出されているものでして、第5次男女共同参画行動計画、事業ナンバー29番におきましても、民間シェルターへの財政的支援を行い、被害者の自立支援を推進しますと記されている事業でございます。

こちらは31年度末で連絡会の活動が休止し、現在のところ、今後の補助金について、どのようにしていくのかということにつきましては、小金井市を含めまして16の自治体が、こちらの連絡会へ補助金を支出しております状況もでございますことから、他市の状況なども確認をしていく必要があると考えておりまして、また、関係課と連携を図りながら、今後の緊急一時保護、DV被害者等の方たちへの支援をどのような形で行っていくことが必要かということについては、適切に対応してまいりたいと考えているところです。

続きまして、婦人会館見学会の結果報告についてでございます。10月10日に婦人会館の見学会、婦人談話室の見学会を実施いたしましたのでご報告をさせていただきます。まず、婦人会館の全体についての説明をさせていただきましたこと、耐震改修工事の内容についてご説明をさせていただきました。工事の期間や、改修工事の内容などについて、また、現在の利用状況についてでございます。現在の利用状況は、団体で利用される場合は申込制をとっております。年間を通しますと300名程度ということでお申し込みをいただいております。そして、利用者数や利用方法についてご説明をいたしました。委員の皆様からの質問や意見についてですが、こちらの施設に女性談話室というものがあることについての知名度が低いのではないかとというようなご意見や、利用を進めるために、ホームページの男女共同参画室のページなどで周知をしてほしいというようなご意見をいただいております。そして、今後、女性に限らず、さまざまな人が利用したいなどの声も、周知を進めることで出てくるのではないかとご意見をいただきました。

そしてその後、懇談会を開催させていただいております。こちらの懇談会の中では、(仮称)男女平等推進センターについてご意見をいただきました。事務局で説明させていただきましたのが、本日、資料1としてお配りさせていただいたもの、こちらに近い資料を基に相談機能についてご説明させていただきました。あと、相談の申し込み時の対応について、また、相談員、カウンセラーとの連携や、相談者の情報の取り扱いについて、また、庁内連携体制について、相談にかかる個人情報の取り扱い方法などについて、事務局から

ご説明をさせていただいております。

ご出席されました審議会委員の皆様からいただいたご意見といたしましては、婦人会館をセンターにして、使用できなくなったときにセンターを別の場所に移すというような考え方もあるのではないかとというようなご意見をいただきました。また、市内に数箇所センターがあったほうが利用しやすい。市民アンケートの内容については、質問項目を絞り、結果を生かせるような工夫や検討が必要。センターの議論を進める中で、女性談話室の今後について議論も必要となってくるのではないかと。庁内の連携などで完結する相談体制であれば、このままの体制を維持していく方法もあるのではないかと。女性以外の相談に広げれば、いろいろな人が利用したいセンターとなってくるのではないかと。名称についても検討が必要である。こういったようなご意見をいただいているところでございます。

続きまして、こがねい女性ネットワークとの懇談会について、簡単にご報告をさせていただきます。平成30年10月19日にこがねい女性ネットワークと男女共同参画室の懇談会を実施いたしました。こちらは例年、1回実施させていただいているものです。男女共同参画室の事業の紹介や、(仮称)第6次男女共同参画行動計画について、また、(仮称)男女平等推進センターの検討状況や、母子・父子自立支援員兼婦人相談員などにつきましての情報交換や意見を伺ったところでございます。

最後になります。「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」が、平成30年6月29日に制定され、平成30年10月1日に施行されました。この条例は第1条に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨にのっとり、障害者に対する市民及び事業者の理解を深め、障害者に対する差別をなくすための取組に関し、基本理念を定め、小金井市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、当該取組に係る施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって市民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする」と定められております。

制定に当たりましては、地域自立支援協議会での議論とあわせまして、関係者及び団体等に関するヒアリング、障害者週間でのシンポジウム、並びに意見交換会を実施いたしまして、さまざまな立場の幅広い市民の方々とともに検討を進めまして、自立支援協議会と最終案を作成し、平成30年第2回市議会定例会において修正可決されました。そして、条例を広く周知していくために、市民意見交換会を9月29日に実施いたしまして、現在、担当しております自立支援課にて、逐条解説やパンフレットなどの作成を行っているところということでございます。障害のある人もない人もという条例ができたということです。

が、男女共同参画の施策に関しましては、人権尊重、多様性というようなところを今回の第5次の計画では述べさせていただいておりますので、ここで報告をさせていただいたものです。

男女共同参画室からの報告は以上です。

【遠座副会長】 ありがとうございます。いろいろご報告いただきました。婦人会館の視察については、多くの委員の皆様にご参加していただいたところですが、今ご報告いただいたことについて、何か質問がございましたらお願いいたします。本川委員、お願いいたします。

【本川委員】 先ほど議会のご報告の中で、審議未了になったとございますね。この後、そのことについてはどのようになるのでしょうか。お伺いさせていただきます。

【事務局（深草）】 こちらの陳情につきまして、議会として、今後どのような結論がなかなか出せないような状況になっておりまして、継続、保留ということで、これまで審議を続けてきておりますが、今回結果としては、このまま議会としては結論が出せないというような状況であったというような意味での審議未了ということになりますので、今後議会での陳情に関しましては、審議というものは行われる予定はございません。

【遠座副会長】 この点に関しては、またちょっと会長のほうからご報告もありますので、ほかのことに関して、何かご質問ありますでしょうか。よろしいようでしたら、今の件にもかかわりますので、続きまして、会長から1件ご報告がございます。

(2) その他

【遠座副会長】 10月10日に、子ども・女性の人権と相談・支援を考える小金井の会と、私ども、この審議会の会長と副会長という立場で懇談会を行いましたので、会長からご報告をさせていただきます。

【佐藤会長】 実は私宛に、ちょっと話し合っしてほしいというような内容のお手紙というか、そういうのをいただきましたので、10月10日、遠座副会長と、深草男女共同参画担当とともに、子ども・女性の人権と相談・支援を考える小金井の会の方たちとお話し合いをいたしました。あちらの方は5名ご出席でいらっしゃいました。

【遠座副会長】 こちらは机上に資料がございますので、こちらもご参照になってください。

【佐藤会長】 そしてあらかじめ、話し合うときには、なぜそういうふうに至ったのかという、証拠となるようなものをご用意くださいとは申し上げていきました。こうだろう、こうだろうということで話が先に進みませんので、一応これこれについては、こういうよ

うな証拠がありますということを私どもから申し上げてまいりました。子ども・女性の人権と相談・支援を考える小金井の会からは、ここにありますような資料をいただきまして、いろいろなことがあります、各市の相談状況とか、それから非常勤化に至った経過はこちらの資料にもありますが、こういった内容について、それからあと、非常に、ちょっと気になったのは、一番最後のところにあります婦人相談員の時間外勤務状況が増えています。時間外の時間ですけども、2016年度というのは、新しい相談員に変わったときだったんですけども、このころから急に残業時間が増えています。4倍以上も残業時間が増えていると。私としては、これは一体どういうことで起こったのかというのが1つ気になりまして、そして子育て支援課長の対応について、普通の企業で言いますと、一般的には、残業というのは上司に申し出て、では残業を認めますとなって初めて残業として認められるということなので、これが急に4倍以上もの残業時間になってしまって、課長はどう考えているのかと思いました。

【遠座副会長】 では改めて懇談会の様子について、会長がおまとめになったのを私のほうから読ませていただきます。

これまで、母子・父子自立支援員兼婦人相談員について、陳情書の提出や懇談会の要望が提出されてまいりました。今後、審議会で議論するために、陳情された方々の皆さんからのご意見を伺いたいということで、このような場を設けました。先ほど会長がおっしゃった、一番問題とおっしゃった点だと思っておりますが、平成28年度から、母子・父子自立支援員兼婦人相談員の時間外勤務がふえている理由について、勤務時間が3倍以上ふえるというのは、業務の管理上どうなっているのかということが懇談会の場では、私どもにも疑問なところなんです。そういったことにどうやって対応していくのかとか、なぜそのような時間外での、これほどの対応が必要になったのかということを確認する必要があるのではないかと、その場では、私どもとしても思ったところです。

陳情書を提出された方からは、懇談会の開催を要望された方々からは、DV法や、それから児童福祉法の改正などもあり、その対応も増えている理由があるのではないかと、ということが挙げられましたし、それから外出や同行支援で帰庁時間が遅くなるのがやはりあるのではないかなどのご意見をいただいたところです。

そして会長から、職員の仕事のやり方にも問題があるのではないかと。4月から勤務している職員の状況については、新しく体制が変わりましたので、今年度からの状況はどうかといった質問が出ましたし、体制が変わったこともありますので、引き継ぎ状況等の検証を行うことが必要であるというご意見が出ました。

また、非常勤嘱託職員の勤務年数が短いということが、一般的な傾向として懸念される

ところだと思いますので、それが一概に小金井市の場合にも言えるのかどうか。これは始まったばかりですので、この点を、なるべく長期に継続していただけるような体制を築くことが必要ではないか、こういった意見が出ました。

それから、非常勤嘱託職員は残業時間が限られているので、勤務終了時間前に、相談者が実際に相談に来る方もいらっしゃるのですが、困っているけれど相談になかなか行きづらいつつとか、迷っている間に勤務終了時間間際になってしまうといったようなケースなど、こういった問題を抱えている方々にはあるのか、その対応が非常勤でできるのかとか、そういう懸念が寄せられました。非常勤では対応できないのではないかと。

そして私どもとしても、事務局から伺っている話などともに、これまでの市の職員体制も、市の職員で、非常勤でなくて、常勤職員であっても、3年、4年で異動ということがあったという現状を考えると、非常勤だからとか、常勤だからということで、なかなか議論しにくい部分もあるのではないかと、それから経験が非常に重要な仕事だと。この点は全ての人に一致している考えだと思うのですが、経験とか専門性がすごく重要だという考えは、そのときの懇談会に出席していた全ての人たちの中に共有されていた考えで、その点を、結局どういう形で最も保障できるのか。もちろん、正規の職員で、専門性を持った人が、長い時間勤めることが可能な体制が一番望ましいのですけれども、これまでの小金井市の経過からすると、なかなか、それが一気にそこに、理想的な形に行くのは難しいというような状況がある中で、どうしていくべきなのか。現状としては、どうするしかないのかということかもしれないのですが、そういうことが話し合われました。

会の方からは、行革2020は定型的な業務を見直していくということをしているのですが、この業務に関しては、困難業務と振り分けられているもので、行革の対象にはならないのではないかとというようなご意見が寄せられました。

次に、資料の中の平成30年度母子・父子自立支援員兼婦人相談員及び母子・父子自立支援プログラム策定員の相談支援状況という、最後から2枚目の⑤と振ってある資料です。こちらについて、4月から8月までの、母子・父子、一番左の欄です。こちらの相談件数が増えているが、それに対して女性の相談件数というのが減っているというのは、今回の体制になったことと関係あるのではないかとというようなご意見が出ました。ただ、まだ短期的な統計なので、もう少し、このまま継続的に、数字がどのような移り変わりを見せるのかということを確認していく必要があるのではないかとというようなことを私どもとしても確認したところです。

それから、やっぱり他市の事例などを指摘されまして、常勤職員の勤務期間が7年以上と比較的長い期間、同じような業務に当たっている場合等もあるので、そういうことと比

べると、やはり小金井市は少し遅れているのではないかと、そういったご意見がございました。これは先ほども述べたとおり、もちろんそのような体制が望ましいけれども、今すぐにそれが可能かどうかを考えるしかないのかなと感じています。

私どもとしては、会長中心に、非常勤ということであっても、3人に増やしたので、できれば勤務体制をもっとフレキシブルな形で対応できて、今までより、より良い利用ができる形に持っていけないかということを目指して、例えば5時ということではなく、それぞれ、現在も勤務時間をちょっとずつずらして対応してくださっているのですが、夕方、より長く相談できる時間を設けるですとか、それから土曜日とかに、可能であれば相談を受け付ける日を、毎週ではなくてもつくるですとか、そういった勤務体制をもっとフレキシブルにできないかというようなことを申し上げたところです。

【佐藤会長】 大体そのくらいですね。

【遠座副会長】 そうですね。主にはそういったやりとりがなされたところで、私どもとしては、やっぱりこういうことを要望したいという部分もありますし、今の体制が一番の、完璧なものだと思っているわけではないのですが、もう少し様子を見守っていただいて、せっかく新しい方に来てやっていただいているところですので、もう少し様子を見ていただいて、やはり問題が生じているということがあれば、すぐにでもお知らせいただきたいということをお伝えしたところです。では、大体今のようなところで。

【佐藤会長】 それで、この審議会に報告するというところで終わらして、私どもとしては、先ほどの残業時間の件もありますし、それから3人体制になったことで、もう少し見守ってほしいということもありますけれども、いま一度、この問題について、皆さんにご意見をちょっといただきたいと思います。大体今、ご報告申し上げたようなこととお話し合いは終わりましたんですけれども、議会のほうは審議未了でしたか。

【事務局（深草）】 はい。審議未了ということですので、これで審議については一たん終了ということになっております。

【佐藤会長】 審議は終了ですか。

【事務局（深草）】 はい。そして、本日、机前にお配りさせていただきました、子ども・女性の人権と相談・支援を考える小金井市の会の方から提出をいただいております資料の中に、④という資料がございます。こちらが、9月28日に市議会議長宛に陳情書として新たに提出されたものがございます。こちらのまた陳情の審議が行われる状況でございます。

【佐藤会長】 この4番の陳情書が改めて出された。これについては順次、検討していくというようなことです。それから2016年度と17年度の、何でこんなに残業が多

いんですかというのは、子育て支援課の課長に聞いていただけますか。

【事務局（深草）】 一応確認はしたんですけども、業務のたということで、詳しい業務内容については、ちょっとそこまでは、私のほうでは確認はとり切れておりません。

【佐藤会長】 この残業時間の増え方は、ほかのところでもあるんですか。企画財政部長、ほかの部署でも、こんなに急に増えるなんていうことはありますか。

【事務局（天野）】 いろいろな状況があると思います。

【佐藤会長】 いろいろなことがあると増えるとは思いますがね。

【事務局（天野）】 残業というか、時間外の取得の仕方なんですけど、先ほど会長がおっしゃっていただいたとおりで、本来は事前に申請して、時間外命令を上司が下すというやり方がセオリーです。ただ、小金井市の場合、近年、時間外がふえてきている傾向があって、全庁的に、ワーク・ライフ・バランスの関係もあるので、目標を定めて、残業時間の削減に取り組んでいます。先ほど会長がおっしゃったようなことも徹底して、残業の事前手続きを踏みましょうなどです。今、パソコンのところに、きょうは何時に帰りますという表示を出して、それをみんなが見て、ああ、きょうは忙しいんだなといったらみんなで応援する体制を取るなど、そういうことを今、ワーク・ライフ・バランスも含めて時間外削減に取り組んでいるところがあります。

なので、状況とすれば、いろいろな課題が起きたりすれば、ふえる傾向もあるし、なるべく我々とすれば、時間外がないように、ワーク・ライフ・バランスを保っていこうというような流れはあります。

【佐藤会長】 そうすると、昨年度の間お話しいただいた行財政改革担当課長など非常勤3人体制を決められたときには、そういうこともご存じの上で決められたわけですか。

【事務局（深草）】 今回の件に関しましては、行革という視点というよりは、相談体制の充実というところが目的であったとは聞いております。1名だった相談員を3名体制にすることで、やはり1名ですと、1人が対応してしまいますと、その間、相談はお待ちいただくというような状況もあったわけですけど、そういったところが3名ですと、相談の受付対応の幅が広がり、また専門性の確保という点もございまして、これまで一般職の職員が対応しておりましたところ、一定の専門知識を持った職員が、非常勤ですけども対応することで、専門性の確保、その2点から今回の状況ということでとらえております。

【佐藤会長】 それで、常勤がいなくなったということは、上司が子育て支援課長になるわけですね。

【事務局（深草）】 はい。非常勤でありましても、子育て支援課の所属の職員には変わりございませんので。

【佐藤会長】 だから常勤がいるときは、常勤がどんな人がわからないですけど、一緒にやっている人に何らかの指導があったと思うんですけども、今回、子育て支援課長はどのような指導をしていらっしゃるんですか。

【事務局（深草）】 係長を中心に、OJTなどもございますし、研修なども、一定、引き継ぎなどにつきましても、係長を通してというようなこともありますので、係全体として対応して、新しい非常勤体制になることについて対応しているというふうには考えておりますし、課長も当然、そういった係長の指示、指導といったものも、直接、非常勤職員に対して指導というよりは、係長を通してという指導になっているかと思います。

【遠座副会長】 では、その懇談会でも懸念が出ていたような、例えば実際に駆け込んでいらっしゃるとか、問い合わせがあって、それにとにかく、その場で対応が必要な場合というのが生じたときには、非常勤の方でも時間を延ばしたり、可能な範囲でやっていただけたと思うのですが、直接その指導に当たっている係長の方が対応していただけるような体制にはあるということですか。

【事務局（深草）】 その係長に限らず、係全体でということにはなっております。今、副会長がおっしゃいましたように、例えば実際にいらした方があって、突然の相談により、時間が延びてしましまして残業というようなことも、非常勤嘱託職員でありましても対応はしております。そして、非常勤嘱託職員が不在のとき、時間外に限らず、日中でも、全員3人が常にいるというより、いないこともあるのかもしれませんが、そのときでも係全体で対応できるような体制の充実には努めているというところです。

【佐藤会長】 重なりますけど、相談員の方以外が対応するときに、プライバシーとか、そういうもののほうはちゃんとなさっているんですか。

【事務局（深草）】 母子父子自立支援員兼婦人相談員でなければできない業務もあるんですけども、それ以外の業務もあります。そしてそれ以外の職員についても、個人情報保護については、私たちの職務上、必要な対応と考えておりますので、特にそれに関して、特別何かということは行ってはいないかと思いますが、それは、それぞれ研修の中で、これまで培ってきたものがあると思います。

【佐藤会長】 はい。

【遠座副会長】 ほかに何かございますでしょうか。

【佐藤会長】 確認ですが、しばらく見守っていただくということでもよろしいかと思えます。残業時間も、1年たってみないと、増えたか減ったかわかりませんから、とにかく1年間見てもらって、一番新しい方がなったということで8月でしょうから、1年間経過したところで見ていただく、あるいは3月でも、4月でも結構ですけども、そこで状況

を見ていただきたいなという感じもいたしますので、それでよろしいでしょうか。

【遠座副会長】 ありがとうございます。それでは、次から、これからは議題のほうに入りまして、まずきょう、議題が大きく2点あるんですが、まず最初の議題がメインになるかと思えます。

2 議題

(1) 男女共同参画施策の推進について

【遠座副会長】 議題1、男女共同参画施策の推進について、年次報告書、平成29年の実績についてになります。先ほど、審議会開催前にヒアリングを実施しましたが、そちらですとか参考資料の追加回答が事務局からもございました。そして、前回の審議会の中での質疑の回答等を踏まえて、提言（案）が今回出ておりますが、内容として、どのようなことを盛り込んだらいいのかということ、委員の皆様からご意見をちょうだいしたいと思います。それでは、いかがでしょうか。まず案のほうをごらんいただいて。机上にある平成30年、昨年度のものを参考に。案は皆さんにお送りしていますね。

【事務局（深草）】 昨年度のものは本日お配りさせていただいております、こちらはすでに皆様には以前にお渡しさせていただいているので、本日お配りさせていただきました。今年度の事務局（案）は事前にお送りさせていただいているものです。

【遠座副会長】 この参考資料の案1というものがお手元に。前半部分はほとんど昨年度と変わらない形式でまとめてあるので、中身の部分ですね。そちらの3番のところを中心にご意見をいただければと思うのですが、いかがでしょう。3番、4番。昨年度のものをごらんいただきますと、昨年度は3のところ、評価の枠組み、評価の仕方とか、そういったことをすごく書き込んでいる形になるかと思えます。もっとこういうところを変えてほしいというような意見が多かったかと思うのですが、今年度も同じように、評価について詳しく述べる形にするのか、あるいはもっと個別の事業について、特にこの点は評価したいという部分があったら、ご意見いただければそういうものもまとめていくことも可能ですし、もっとこの部分を改善してほしいということも挙げることも可能ですので、何か、どのような形でもいいのですけれども、こういった記述が必要じゃないかということでご意見があれば、お願いいたします。ちょっと時間が、資料をごらんいただいて、評価できるものと、それから改善が必要なものなどを考えるのも、少し目を通していただいて結構ですので、ご意見をいただければと思います。

【浦野委員】 済みません、目を通すべきものは、この案1の資料ですね。

【遠座副会長】 そうですね。基本的には、案1を基本にさせていただいて、ただ、

中身について、今ご意見をいただきたいところなので、昨年度は、その中身については、評価の仕方についてを結構詳しく述べたんですけども、今年度も全体を通して、評価のあり方について、特に細かく、さらに何かを指摘するというような形にするか、あるいは、それぞれ問い合わせさせていただいたり、これはもっといい評価にしてもいいのではないかなというようにご意見をいただいているところでもあるので、この部分がすごく評価できる、こういう点が評価できるというような内容を盛り込むことも、あるいはこのところはもっと改善してほしいというようなことを盛り込むこともできるんですけども、昨年度の場合だと評価だけ、その前とか、それよりも前ですと、そういった内容、事業についてのこういった内容が評価できるとか、こういった点はもうちょっと頑張してほしいとか、こういった意見を挙げたというようなこともございましたので、どちらでも。両方ももちろん盛り込むこともできると思うんですが、いかがでしょうか。

【濱野委員】 4番の(2)の報告書の課題や変更したほうがよいことというところですけど、特に、健康支援の関係のところ、男女共同参画とは全然関係のない内容が、項目が大量に入ってしまったっていて、例えば糖尿病の予防教室だとか、全く関係ないところに評価をつけても、どれだけ男女共同参画が進んだかということにならないと思うので、次に計画を立てるときに、そういうものを削除するようにしたほうがいいのかと思いますので、その意見を書いておいたらいいんじゃないかと思いました。以上です。

【遠座副会長】 ありがとうございます。今のご意見は3のところに入れる。

【濱野委員】 そうですね。

【遠座副会長】 4の今後の事業評価と進捗管理についてですね。

【濱野委員】 4の(2)、そうです。

【遠座副会長】 こちらのところに、先ほどの健康課の、事業番号は。

【濱野委員】 全体的にたくさん紛れ込んでいる感じです。

【遠座副会長】 今のご意見ですと、おそらく健康課に限らずですよ。

【濱野委員】 そうですね。

【遠座副会長】 健康課に限らず、この計画に本来入れるべきものと、ちょっとそうでないものを、もう少し分けたほうがいいのではないかなということですね。

【濱野委員】 はい。

【遠座副会長】 それは確かにそうかなと思います。たくさんあって、主要に取り組んでいるものと、そうでないものがもう少しわかりやすくなったほうが、読む側にもわかりやすいかなと思いますし、また一方で、評価の効率がとか、そういう部分でも必要かなとも思いますので、今のご意見は取り入れたほうが、私もよろしいんじゃないかと思います。

【佐藤会長】 経済課のやっているように、パンフレットを置いてあるだけとか、それから、そのほかの課のように、窓口に置きましたというのは、ただ、何個置いたというだけで、評価することに値するのかなという感じがするんですね。やったことはやったことですから、評価をつけないで、例年通りやったというところもたくさんあると思います。そういうものと、それから評価をしていくものとを分けて報告書をつくったらいいのではないかなという感じはするんです。そうすると、評価をするということだけをやると、報告書の一番最初の部分ですね、評価の部分が少し減ると思います。パンフレットを置いたら、パンフレットを置いただけ。そしてCが評価の真ん中に来たほうがいいと思うんです。ABC、Cが普通で、Bがちょっといい、Aがすごくいいと。Cの評価のところは、Cだけを全部集めて、そして後ろのほうに置いてもいいんじゃないか。Cの全部じゃなくて、評価をしないで、去年度と同じにやっていますよということだけで、評価ができないということがあるんですね。

評価というのは何かといったときに、私の意見としては、やはり人数は要と思います。それは何かというと、去年度と比較してどういう効果があったかということを見るために人数は必要です。ですが人数だけではだめなので、ただ人数ができる限り挙げてあることと、それから、その人数が伸びた減ったのは、どのような理由で伸びたり減ったのかというところの意見を書くのは必要だと思うんですね。そして評価をすると。だからABCのどれをやるかということは、去年度と同じにやって、それが同じぐらいしかできなかったからCだと思いますという、そういう評価もあるし、今回大きく伸びた、例えば2倍に伸びたから、これはAだと思いますとか、そういう評価をしないと、大分去年よりよくなりましたけれども、この実施した内容と、それから事後評価というところが、実施した内容に人数を書いていただいて、それから評価するところで、実施した内容と同じに書いてしまうとおかしいことになりますので、そういう実施した内容をもとにして、次年度、今後の課題とか推進の方向について述べるのであって、そういうための評価なんだと。何もやったことだけを書くのが評価ではないんだということを、私としては、職員の方にわかっていたいただきたいなという感じはします。今のままで少なくとも、これでは評価ではないですね。だから大分評価に近くなってきましたけれども、今年度のこの感じだと、ABCという評価になっていましたけど、それでもまだ、そうは思わないところがあるなという感じがします。

【遠座副会長】 会長が先ほどおっしゃったこともあるのですが、正副会長の事前の打ち合わせのときに、やはりパンフレットをただ置いている状態の事業というのは、啓発事業一覧のようなものを報告書の後ろのページにつくって、そこに並べるような形で、新し

いものが加わったら、そこに新しいパンフレットの名前を入れていただいてもいいですし、そのこと自体にそこまで改善するとか何とかというより、例年やっています、継続的にやっていますということを知らせるという意味では、そういう形で後ろに一覧にして、あまり詳細な記述は必要ないのではないかというようなことを話し合っていたところです。

【佐藤会長】 ものすごく新しいパンフレットをつくったということだったら、評価のところに載せてもいいですけど。でも、ただ例年と同じようなパンフレットを載せるのだったら、それは啓発事業の一覧にして、そこでは評価というものをつけないということにまとめてもいいなどは、個人的には思いました。

【浦野委員】 その意見はとてもいいと思います。前回の会議でも出たご意見だと思うのですが、この行動計画そのものが、やはり行動計画の目標をどういうふうに推進しているかということをチェックしていくものだと思いますので、そういった区分けや整理は必要だと思います。

【遠座副会長】 ありがとうございます。ではそのような内容も少し盛り込ませていただくということでよろしいでしょうか。ほかにご意見あれば、お願いいたします。

あと、先ほどの母子父子自立支援員兼婦人相談員の件ともかかわることなんですけれども、やはり、先ほどのヒアリングでも、連携ということが問題になっていたかと。やはり少し問題があるのかなというところもありまして、この行動計画の中のここにしか位置づいていない事業とは何なのかということ、もう一度確認していくことが必要なのではないかと思います。

これは評価の問題とも関係してくるのかなと思うんですけども、この計画の中にしか位置づいていなくて、ここでしっかりやらなきゃいけないことは何かということ把握していないと、やっぱり今回みたいに、いろいろな懸念が出てくると思いますし、この行動計画の中に位置づいていて、ほかのところメインでここに入っているというよりも、この計画の中の主題になっているものが何なのかということ、もう一度確認する必要があるのかなと思います。それを私たち審議会としても知らないというのは問題になるかなと思っているので、それをチェックしていく作業というか、すぐということじゃなくてもいいんですけども、やはり必要かなと、私は感じています。

【濱野委員】 40ページの96番です。審議会の女性委員の割合が減少しているのですけれども、評価Aになっているのですけど、これは前に議論は出ていましたか。

【事務局(深草)】 こちらの評価についてですけど、審議会委員の人数というところは難しいという部分、なかなか目標まで達しないという部分もあるのですが、全体のまず女性の割合ということで、こちらの冊子の45ページを見ていただきますと、31.6%

から32.7%に上がっているというところがございます。それと、平成29年度についてですけれども、男女共同参画室のほうから、例年、男女の比率につきましては、庁内に向けて、男女比に配慮していただくようにというお知らせや、各管理職、いろいろな機会を通しまして、お願いをしているようなところ、全体的なお願いをしているというような状況ではありました。ですが、なかなか伸び悩んでいる状況もある中で、29年度につきましては、直接、審議会、委員会を担当しております課の所属長宛に、男女共同参画としては、女性の割合を上げていくということが、市全体としても必要なんですということに關しての取り組みを、この29年度に初めて行っております。そういったところで、庁内に向けて、より個別に男女の意識の浸透というところを図っていったというのが平成29年度です。そういった意味を含めてAという評価をつけています。ですので数字だけの部分で、上がったので、下がったので、Cです、Bですというような評価ではなく、取り組み全体というところで評価をさせていただいた結果と考えております。

【濱野委員】 わかりました。あと、Dの未着手になったやつが一番初めのページですね。人権に関する講演会とか、人権作文発表の実施とか、まだ実施しなくてDになっているのですけれども、これを提言書には、Dになったことについて記載はするのでしょうか。

【遠座副会長】 事業番号で言うと何番になりますか。

【濱野委員】 事業番号で言うと10ページの施策②。

【佐藤会長】 10ページ、施策②の5番、人権に関する講演会等の開催ですね。これは、今年度はDというのを入れなくて、実施しなかったのだから入れないほうがいいんじゃないですかと思ったのですけど。

【濱野委員】 計画に入っているから入れるしかないんですね。

【遠座副会長】 そうですね。ただ、これ、重点施策になっているので、Dのままというのはやっぱり何か考える必要があるのかなと思う部分でもあるので、私もこれ、たしか意見を夏のときに挙げた部分ではないかと思うんです。このD評価というのはどうするか。このままではいかなものかと感じた部分でもあります。

【佐藤会長】 人権に関する講演会というのを、これを考えていくとあるので、これは昨年度の実施はなかったけれども次年度は実施ということで、今後実施しないというのは人権作文の発表の実施ですね。

【遠座副会長】 そうですね。

【事務局(深草)】 こちらにつきましては、29年度以降、今年度についても実施はしていないということです。

【佐藤会長】 作文をね。だから、これを載せる必要があるのかどうかという感じはし

ています。次回報告書のところでは。

【遠座副会長】　そうですね、次回は削るか斜線か何かしないとですね。

【佐藤会長】　斜線か何か引いたほうがいいかもしれないですね。

【濱野委員】　報告としてはこのとおりだと思うのですが、そうなったことについて、提言書の中で、ちゃんと審議会としての意見を書いておくべきなのかどうかというところかなと。

【遠座副会長】　そうですね。

【濱野委員】　これはもう仕方がないので、これで行くしかないという意見なのか、それともやはりやったほうが良いというような審議会の意見なのかというのが必要なんじゃないかと思います。

【遠座副会長】　そうですね。

【佐藤会長】　よろしいですか。人権に関する講演会の開催は、外部講師による講演会を実施と書いてあるのですが、多分、来年度は実施してくるだろうとは思っています。問題は人権作文ですよ。ここに書いてあるのは、受賞者らは東京都の大会によって表彰及び発表の機会があると書いてあるので、これは発表を実施しないということから考えると、人権作文は実施するのですか。東京都でも何か発表があると書いてあるので。

【事務局（深草）】　こちらの人権作文についてですけれども、東京都で発表された後、小金井市でも改めて同じ方を発表するという事で取り組んでいたものです。

【佐藤会長】　東京都で実施していると。

【事務局（深草）】　はい。しております。

【佐藤会長】　だからそちらでやっているのでもいいということですね。

【事務局（深草）】　そうですね。

【佐藤会長】　わかりました。

【遠座副会長】　本来であれば、計画をつくる段階で、ある種わかっていることではあると思うので、入れないことが望ましかったのかなとも思うのですが、ではとりあえずこちらのほうについては今回はそういう形で。

【佐藤会長】　Dではなくて、線を引いてしまったほうがいい、どうですか。

【遠座副会長】　そうですね。次年度はどうでしょう、そのような形で。

【佐藤会長】　評価をしないで。

【遠座副会長】　そうですね。

【事務局（深草）】　提言にはどのように、この件について記載をしていく方向ですか。

【遠座副会長】　そうですね、やっぱり計画のつくり方と絡めて、記述でしょうかね。

この人権作文に関してははですけれども。講演会の開催については、そうですね、この計画のつくり方ということとかかわってくると思うんですけれども。うまくいかないのはどうしてなのかということですので。

【濱野委員】 これは計画段階ではやろうとしていたんですよね、その時点では。

【事務局（深草）】 そうですね。

【濱野委員】 計画段階でやろうとしていたのであれば、計画の時点のその判断は正しかったけれども、改善があつて、結果できなくなったということなのだったら、この評価のままで報告はやはり正しくて、それに対して審議会としては、今のご説明のとおりで妥当だという判断だったら、では来年はやらないということで、記載のとおりでいいというようなことを提言に書けばいいんじゃないですか。ちょっと健康課のところとかは計画がどうだったのかと思うところもあるんですけれども、ここに関しては、その時点でそういう判断だったら、計画自体は正しいんじゃないかと思います。

【事務局（深草）】 あらかじめわかっていたらというようなことでしょうか。平成29年度から実施の計画ですから、あらかじめ、もしわかっているようであれば、計画に載せるか載せないかというところは一定判断がつくかと思うんですけれども、やはりその年度になって検討が始まった場合は、なかなか計画段階ではわからなかったという要素もあったかと思います。

【佐藤会長】 今回はこのまま載せて、それで次回の報告書からは、人権作文のところは斜線を引くということがいいのではないのでしょうか。というふうに思います。

【遠座副会長】 そうですね、報告書に関しては、来年度作成する報告書に関しては、そのような対応でよろしいのではないかと思います。市長への提言書に関しては、結局、そうですね、このところがやっぱりなくなってしまうというのは、仕方ない部分と、上のところは改善していただくことを望みますというような形、課題に掲げられているように改善していただくことを望みますというような形になるかなと思うのですが。多分、上のところをやっていただかないと、一番下のやつだけになってしまうんですね。(5)のところの重点施策になっているところがどちらもなくなってしまうと、ちょっと寂しい部分かなと。大事な部分で抜けてしまうというのはちょっと問題かなと思いますので、こちらについては改善を望みますという形でよろしいのかなと思います。

【浦野委員】 浦野です。私もそう思います。やっぱり(5)の3つの取り組みの中の2つがなくなってしまうと、配布だけが残ってしまいますし、たまたま講演会は、こういったいろいろな要素がうまく回らなくて、今回はできなかったのもあって、次年度からはまた同じように取り組んでいただくといいかと思います。

【遠座副会長】 今のようなご意見でまとめるということではよろしいでしょうか。

【濱野委員】 2つ目についても改善を求めるという意見にするのか、人権作文発表の実施についても改善を求める意見にするのか、それとも2つ目の作文発表の実施はもうやらなくていいという意見にするのかを、審議会でちゃんと言ってあげないと、事務局としても多分対応が混乱すると思うんですけれども、そこはどう言うんですか。今のお話だと両方やりなさいというような意味で、改善してくださいとも捉えられると思うんですけれども。

【遠座副会長】 いかがでしょう。人権作文の発表は、今のご説明からだど、ちょっと実施が難しいのかなと感じたところなんですけど、こちらに関しては来年度も無理に続けてくださいというのはちょっと難しいように思いますが。一番上の講演会の開催は改善を求めますでいいのかなと思ったのですが、これはケース・バイ・ケースになるかと思えます。

【佐藤会長】 もう今後は実施しないと書いてあるので、それを実施してくださいというのはちょっと難しいし、今お話を伺った限り、東京都でも表彰されるということであればこのままでもという感じはするんです。ですので、これは計画の最初にはあったかもしれないけども、斜線を引いていいような感じもします。だからこれは、次年度より実施なしということを書いておいたほうが、わかりやすいかもしれないです。

【遠座副会長】 次期計画をつくる際には、これに変わる何かがもし入れられるのであれば考えるということが望ましいのかもしれないんですけれども、今回はこの形で、この部分についてはもう実施しないで、それはやむを得ないこととして受けとめ、上の講演会に関しては、やっぱり継続の方針で改善を望みますという形でいかがでしょうか。

【佐藤会長】 そうですね。

【浦野委員】 この人権作文というのは、どういった方が書いてくださるんですか。小学生、中学生を対象にして、学校の授業の一環として書いてもらうとか、多く市民全般にお願いしているものなのか、その点が私、わからないので教えていただきたいのんですけれども。こういうものを書くことによって、自分の中の人権に対する喚起というんですか、正義とかいろいろなものが育つとは思うので。

【事務局(深草)】 こちらの対象、作文を書くのは中学生だったような気がするんですが。

【塩原委員】 中学校は毎年これです。

【浦野委員】 そうですよ。

【事務局(深草)】 それ以外の方が書かれているのかというところまでは、済みません、ちょっと確認がとれてはおりません。

【浦野委員】 多分、私の昔の記憶だと、中学生が何か書いていたような気がするんです。ですけど、そういうことを書くことによって、中学生が人権について改めて学び直すといういい機会であるということは、やはり認めるべきというか、評価するべきだと思いますので、ということをおしはちょっと申し上げたいんですけど。

【遠座副会長】 それはどういった形で行われているものなんでしょうか。ある種、書いたものを発表したい方が、自分で応募と言ったらあれなんですけれども、出してくるといった形をとっている。

【塩原委員】 中学生は作文をたくさん書きます。人権、それから主張、税、おそらくは年間で5本程度の書いていただきたいというものが回ってきます。大体の中学校は、人権に関しては3年生が書いています。ただ、それが3年生でなければならぬわけではないし、一、二年で書きたい方がいたら、それは当然構わないと。市でまとめて選考されます。そのかなり上位にある何点かは東京都大会に上がります。ということで、おっしゃった東京都大会では、選ばれた場合、発表しますので、それをもってまた小金井市で発表することがいかなものかということなんじゃないかなという気がします。

学校サイドとすると、東京都大会も、保護者の方が行かれようと思われなかつと引率します。いろいろなところで引率しますから、これも、小金井でもやるとなると引率します。そこら辺が、学校だから当たり前だと言われたらそれまでですけども、そういうお金、出張にもなります。それはかかっているというところで、また、この趣旨から言うと、内容的に、ご家族のことやご自身のことを書いている場合が多いので、小金井で発表したときに、あからさまに個人が特定されるということがいかなものかというご判断なのかなと思いますけども。東京都大会の場合は、大体区部で行いますので、そこで朗読をしても、あまり小金井の方が直接お聞きになることというのは親御さん以外ないのでというご配慮かなと思います。人権作文がなくなることはないと思いますけども、小金井市での発表はというところだと思います。

【遠座副会長】 ありがとうございます。

【川原委員】 これは作文の内容を読まなくても、東京都でこのように小金井市の中学生が表彰とか、受賞されたんだよということをたたえる意味での場であったりすれば、内容は特定できないとか、そういったことは、ご検討はないんですか。よく小学校だとか、何々大会、何とかコンクールで受賞とかいって、みんなでそれを祝うような、どこでどういう受賞をしたというような一覧をよくお手紙でもらって、それを見て、それはすごく輝かしいことではあると思うので。そこもまた個人が特定されてしまうということなんです。どういう内容を書いたかは、市民はわからないと思うんですけども。

【佐藤会長】 市報の掲載はないんですか。受賞の。

【事務局（深草）】 こちらにつきまして、詳しい内容、こういった形なのか、そしてなぜこちらは実施をしていかないのかというような、詳しい内容に入ってしまいますと、私からお答えしかねますので、いただいたご意見につきましては、担当課に伝えまして、今後、これはまた改めてということになるかどうかはわかりませんが、一応お伝えさせていただきますというところでご理解いただければと思います。

【佐藤会長】 人権作文発表の実施ではなくて、小金井市で、男女共同参画についてということで、例えば高校生から作文を募集するとかいうふうにしてもいいんじゃないでしょうか。それは発表の実施じゃなくて、男女共同参画についての作文を、小金井市で募集するということです。中学校はいろいろ作文を書いていらっしゃるでしょうから、高校生あたりにやってもいいんじゃないかなという感じはしますね。発表の実施じゃなくて、何か人権作文ではないですけど、男女共同参画社会について、ここで重点項目になるのであれば、そういうことぐらいやってもいいと思います。という意見です。

【遠座副会長】 対象は別に中学生に限定しなくてもいいのかもしれないです、確かに。

【川原委員】 小学校でも何か募集があったりするんですか。中学生に聞いてもわからない。人権。

【事務局（深草）】 詳しい内容はここで、そこまでのところは。報告書に直接結びつかない部分については、済みませんが時間も限られている中で大変申しわけないんですが。

【遠座副会長】 では、こちらについては詳細を確認していただくということで、今の時点でははっきりと言えることは、講演に関しては継続できるように改善を望みますというような形で盛り込むということによろしいでしょうか。

ほかに何かございますでしょうか。今回、全部まとめ上げるのが難しいかもしれませんが、今出たご意見をもとに事務局のほうで整理していただくのに加えて、追加でご意見があったらメール等でご意見をお寄せいただくという形によろしいでしょうか。

（２）（仮称）男女平等推進センターの検討について

【遠座副会長】 では、もう残り時間がほんとうにわずかになりますので、もう１点だけ、今日の議題に上がっているのが、（仮称）男女平等推進センターの検討についてということで、こちらはあまり内容を細かくは入れないかもしれませんが、資料が提出されますので、事務局からご説明をまずはお願いしたいと思います。

【事務局（深草）】 先ほど資料説明の際にご説明させていただきました資料１について、女性総合相談について、なかなか相談業務についてわかりにくいという部分もご意見とし

てございましたことから、改めてご提出をさせていただいたものでございます。こちらですけれども、女性総合相談、週1回と月に1回ということで実施しております。年間59回の実施です。

そして、こちら、資料1を見ていただきますと、小分類、備考というところの欄に、少し網掛けをしている部分がございます。こちらの網掛けの部分につきましては、やはり事務局として丁寧に対応している部分ということでつけさせていただいておりますので、こういったところから、事務局といたしましては、センターというところでやっていくことが適切なのか、取り扱いとして、実際に、かなり個人情報、込み入ったお話なども何うような場面もございます。そういった相談の内容が、相談記録、相談表というところで記載されたもの、そちらの保管をどのように取り扱っていくのかという部分もある中で、私もといたしましては、相談業務についてセンターというところではなく、男女共同参画室のほうで引き続き、現状の体制の中で取り扱うことが必要なのではないかと考えているところです。

資料の説明については以上です。

【遠座副会長】 ありがとうございます。では、皆さんからご意見をいただければと思います。本日は時間がもうないので、相談業務についてご説明いただいたところですので、センターにおける相談業務のあり方についてを特に中心に、ご意見があれば挙げていただくということが望ましいでしょうか。

【佐藤会長】 母子父子自立支援員兼婦人相談業務が、相談員、カウンセラーとともに、男女共同参画室へ、子育て支援課から、男女共同参画室へ持ってくることはできないかということは、私の意見です。もちろん子育て支援課もかかわっていいんですけども、メインになる体制は何か男女共同参画室のところに置いたほうがいいんじゃないかなど。今までのお話を伺ってきて、私は思いました。以上です。

【遠座副会長】 ありがとうございます。今のことは、センターの中にそれを組み込むかどうかということはとりあえず置いておいても、母子父子自立支援員兼婦人相談業務というのを、現状の子育て支援課ではなく、やっぱりこの行動計画の中の重要な部分でもあり、そこを担っていく中心でもある男女共同参画室のほうで担当したほうがいいんじゃないかというご意見ですね。市の体制からして、それが可能なかどうかはまた別の話ですが、そういう意見が出たということで。

ほかにいかがでしょうか。センターの中に入れるべきか、どうするべきかを含めて、何かご意見が。この間、視察も行いましたので、婦人会館のほうの。

【濱野委員】 参考資料の2番の先ほどの提言のところの（仮称）男女平等センターの

あり方についてというところが、前回と同じように、ずっと審議していますみたいな形で、何の結果も書いていないんですけども、これは今回から記載するような形になるんですか。

【佐藤会長】　　そうです。

【遠座副会長】　　そうですね。

【濱野委員】　　わかりました。

【遠座副会長】　　その点についてもご意見があれば挙げていただいたほうがよろしいかと思えます。

【濱野委員】　　方向性については、さっきのとおりで異議は特にはないです。

【佐藤会長】　　よろしいですか。今のこの斜線のところについて、これまでも議論しましたけれども、来年までの議論を入れて、1月頃これを作成するということですので。ただ、(仮称)男女平等推進センターとか、そういうのについては来年度ですか。

【事務局(深草)】　　(仮称)男女平等推進センターについての提言につきましては、平成32年1月、こちらの第8期の審議会の委員の皆様の任期の最後のところで提言をまとめさせていただきたいと、事務局としては考えております。

【遠座副会長】　　では、先ほどの(2)のところ、継続して審議を行っているとおるので、それ以上のことは盛り込まずという形になりましょうか。今こういうことで意見が出ているとか、そういうことのまとめは盛り込まないということ。

【事務局(深草)】　　提言というところですので、ちょっとこちらを盛り込むかどうかについては、皆様のご意見も伺った上でということになるかとは思いますが、審議の途中経過というところで載せるとなると、なかなか難しい部分もあるかなとは考えております。

【遠座副会長】　　そこまで詳細なことは、結局結論が出ていないので、書けないのは書けないかなとは思っています。

【佐藤会長】　　それでしたら、これはもうちょっと後で、とりあえずはこちらのほうを仕上げることをメインにしてよろしいのではないかと思います。

【遠座副会長】　　そうですね。では今回はこのような形で事務局に資料をまとめていただいて、現状の相談業務はこのような形でなっていて、婦人会館で視察した際にも、やはりちょっと、母子父子自立支援員兼婦人相談員と男女共同参画室が受けている相談のかけ橋みたいなのをやっていくときに、現在の庁内で完結するような体制がもし壊れてしまうと、センターの中に入れることで壊れてしまうのではないかという懸念も少し感じた部分もありまして、相談の程度がすごく幅広くあって、とても深刻な相談のケースと、それか

ら気軽にどんなことでも相談できるというような部分がとても違うので、センターに相談を入れるか入れないか、入れるとすればどういうものを想定するかを、ちょっと考えることが必要なのかなと感じたところです。きょう結論が出ることでもまたないと思いますので、この点を引き続きお考えいただくということでよろしいでしょうか。

では、お時間になりましたので、提言書に関しては盛り込みたいこと、改善点だったり、この点は逆に評価できるという部分も含めてですが、ご意見がございましたら事務局に。事務局から一度メールをお送りいただいて、それに返信するような形で。

【事務局（深草）】 わかりました期限を決めてということでメールをお送りさせていただきます。

【遠座副会長】 では、そのような形でお願いしたいと思います。会長、よろしいでしょうか。

【佐藤会長】 はい。

【遠座副会長】 では、長い時間、今日は朝からヒアリング含めてありがとうございます。

— 了 —